第2次「高知県DV被害者支援計画」に基づく取組実績

1 総 括

○第2次「高知県DV被害者支援計画」においては、関係機関との連携や一時保護所退所後のフォローアップの強化などに取り組んだ。

- ① 将来のDV被害者・加害者を無くすために、<u>デートDVの予防強化</u>を実施。
 - ・デートDVに関する研修の実施(学生向け、教職員向け)
 - ・リーフレット等の作成及び配布による意識啓発
 - ・思春期相談センター「PRINK」における広報啓発
 - ・相談体制の確立(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充、人材育成等) →児童生徒・教職員への意識啓発、相談体制の確立につながった。
- ② 相談員の専門性向上のため、専門研修を受講する他、スキルアップ研修などを実施。
 - ・専門研修への参加
 - ・相談員スキルアップ研修の開催(高知男女共同参画センター)
 - ・女性相談支援センター所内における研修の実施
 - →相談員同士の情報共有、スキルアップや意識の向上につながった。
- ③ 民間支援団体との連携による啓発・広報活動、マスコミ等の各種媒体を活用して、**配偶者暴力相談支援セン** ターやこうち男女共同参画センターの相談窓口の周知を図った。
 - ・広報紙、ラジオ対談・原稿読み上げ、テレビCM等の広報媒体を活用した啓発活動
 - ・公共交通機関を活用した広報活動の実施
 - ・民間支援団体と共同した広報・啓発活動の実施(高知城パープルライトアップ、啓発ポケットティッシュの配布)
 - →幅広く関係機関と連携することで、多方面から効果的に広報・啓発活動を行うことができた。
- ④ DV被害者の自立支援を目指し、<u>就労に向けた各種相談の実施や講座の開催</u>等の支援を行った。
 - ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施。
 - ・職業訓練時における託児支援の実施。
 - →ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業決定者数が増加。(前年比) 職業訓練の受講機会の拡大につながった。
- ⑤ 心理ケア担当者による心のケアや、専門機関によるカウンセリングにより<u>心と体の回復を図る</u>とともに、退所後は<u>定期的に家庭訪問等を行うことで、自立への支援</u>を行った。
 - ・生活サポーターによる生活の安定のための支援の継続
 - ・退所後の個別カウンセリングの実施(随時)
 - →退所後の生活の再建につながった。

2 主な取組の進捗状況

			取組の内容	計画(P)	実行(D)	平成24年~平成28年度の取組内 容・評価	
基本の柱	重点目標	取組項目		H28年度実施計画 (インプット)	 ・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 		担当課室又は 関係機関
1DVを許さない社会づくり	(2)DV予防のための教育・普及啓発	③若者に対するデートDVの	①リーフレット等の作成 及び配布による意識啓 発	デートDV啓発パンフレット等の配布	館内やイベント等で啓発パネルの展示や リーフレット、啓発誌を配布し、DVやデートDVの予防や意識啓発を図った。		男女共同参画セン ター「ソーレ」
			(1)教職員を対象としたD V防止をはじめとする人 権教育の研修の実施	私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営 支援	・人権教育に係る研修会の開催 (県主催 3回 協議会主催 5回)・研修会の実施(8回実施) 参加者数 延404名	・人権教育にかかる研修会を継続して開催。 ・研修を通じて人権教育に携わろうと する意欲のある人材が育成されてき ている。	私学·大学支援課
			の	高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動	・一宮児童館で、中・高校生(13人)対象のデートDV研修を6/16に実施・香美市で、中・高校生、小中学校教員、保護者(17人)対象のデートDV研修を7/7に実施。	目指す大学生や高P連へ対するデー トDVに関する研修を行っている。	男女共同参画センター「ソーレ」
				・平成28年度は小学校においてSC等の配置をさらに拡充。また、3校配置によるSCの派遣間隔が空くことの解消に努めるとともに生徒指導上の課題が多い中学校への派遣回数を可能なかぎり増やす。・アウトリーチ型スクールカウンセラーの支援センターへの配置・SSWの高等学校への配置の拡充。・SC、SSWによる合同研修会(地区別)を開催・SC等連絡協議会を開催・SC等連絡協議会を開催・SC等研修講座を開催・SSW連絡協議会の開催・SCとSSWに対するスーパーバイズの実施効果的な実践事例を基にした研究協議を行い活動かかる対応力の向上を図る。・心の教育センターにSCとSSWを常駐し、相談体制の強化を図る。	 ・スーパーバイザー4名を任命 ・教育相談体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会(5ブロック)開催(8/17~26) ・SC等研修講座を開催(年間6回) 【SSWの配置】 ・29市町村に62人配置っち、重点配置7市15人 ・県立学校13校(3県立中含む)に配置 	・SC等・SSWの配置拡充により、相談件数、支援ケースが確実に増加。 SC相談件数 89,268件 SSW支援件数 3,191件 ・新規にSSWを配置する県立学校には事務局担当が訪問し、職員会等で教職員全体に事業説明を行えたことで、学校組織として受入態勢を整えることができた。	人権教育課

				計画(P)	実行(D)		
基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	H28年度実施計画 (インプット)	 アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 	平成24年~平成28年度の取組内 容・評価	担当課室又は 関係機関
1DVを許さない社会づくり	(2)DV予防のための教	③若者に対するデートDVの	①思春期相談センター 「PRINK」における若者 を対象とした広報啓発	配布する生徒数の拡大と併せて、相談窓口であることを広く周知する方法の工夫が必要	・毎年、県内の全高校生及び私立中学生等への配布を継続することで、一定の周知が図られてきている。 ・今後も効果的な周知の工夫を図る必要がある。	校生及び私立中学生などに配布。 ・性に関する専門講師派遣事業等で 思春期ハンドブックを活用し、DV予防 や相談窓口を周知。 ・H30年6月(予定)の塩見記念青少	健康対策課
	(3)被害者支援に携わる人材の確保及び専門	②相談員等の専門性の向上	②相談員や心理ケア担 当職員等に対する専門 研修の実施及び専門研 修への参加	・県内外で開催される相談員専門研修、心理担当専門研修やDV支援に必要な各種研修の受講。 ・講師を招いての所内研修の実施。	DV支援に必要な各種研修の受講。 ・講師を招いての所内研修の実施。 専門研修への参加延べ16人 所内研修の実施7回		女性相談支援センター
				国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への参加並びに相談員スキルアップ研修の主催及び受講等	・県内外での相談員の専門研修への参加や被災地への相談員の派遣を行った。 ・相談員スキルアップ研修3回実施のべ112人が参加。	・スキルアップ研修には、各方面の相談機関からの参加があり意識の向上 や情報の提供が図れた。	男女共同参画セン ター「ソーレ」
談できる体制づくり 2DV被害者の早期発見、安心して相	(1)相談窓口の周知と相談につなげ	①配偶者暴力相談支援センターの周知	A機関と連携した周知 ③ 県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日~25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ・テレビCM (人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動・高知城パープルライトアップとマスコミへの投げ込みの実施、啓発ポケットティッシュの配布	早期の情報提供 【民間支援団体】 ・女性保護対策協議会と連携した相談カードの作成(25,000枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)。高知城のパープルライトアップ。		県民生活・男女共 同参画課 女性相談支援セン ター
4 DV被害者の	(1)DV被害者の生活再建	②就労支援の充	④就業支援制度等の技 能習得にかかる情報提 供	○ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業等相談 月 8:30~17:00 火~金8:30~17:15 土 9:00~17:00 ・移動相談 21回 ・無料法律相談 24回 ・パソコン講座 2回 ・就職者数 目標値(H28):150人	ひとり親家庭等就業・自立支援センター 事業 ・相談件数 1,029 ・移動相談実施件数 21回 ・無料法律相談 24回 ・パソコン講座 5月14日~16日:2人 6月25日~27日:1人 ・就業決定者数 68人	・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施・ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業決定者数は前年同時期に比べて増加しており、引き続きセンター、実施事業の広報を進めながら、さらなる増加を図る必要がある。	児童家庭課
			④就職活動及び技能習 得時の託児支援	・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	・民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。利用者18名(お子さん24名)・労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。	・子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	雇用労働政策課
	アップの充実 (2)安全安心な暮	の心身の回復の支援②被害者及び子ども	⑤配偶者暴力相談支援 センター等による退所 者へのフォローアップの 充実	・生活サポーターによる生活の安定のための支援の継続 ・退所後の個別カウンセリングの実施(随時)	・生活サポーターの支援 支援人数15人延べ186回・民間機関カウンセリング 1人実施	・生活サポーターの支援、民間機関カウンセリングを行い、生活の再建に繋げた。 ・精神的回復に時間を要する。	女性相談支援センター